

東京学芸大学入学試験管理委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
<u>東京学芸大学入学試験管理委員会規程</u> （設置） 第1条 <u>本学大学院を除く教育学部入学者選抜試験の円滑な運営を図るため、東京学芸大学入学試験管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （審議事項） 第2条 委員会は、次の各号に定める事項を審議する。 (1) 入学者選抜試験（学力検査、調査書、健康診断その他による選抜をいう。以下同じ。）の実施計画に関すること。 (2) 合格者認定基準に関すること。 (3) 学力検査問題に関すること。 (4) 入学者選抜試験の実施に関すること。 (5) 学力検査の採点に関すること。 (6) 合格者認定資料の作成に関すること。 (7) その他入学者選抜試験に関すること。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に定める委員を<u>もつて</u>組織する。 (1) <u>副学長 1名</u> (2) <u>各部選出の教授会構成員 各3名</u> (3) <u>学長から推薦された者 若干名</u> 〔省略〕 （専門委員） 第7条 委員会は、第2条各号に定める事項を実施するために、次の各号に定める専門委員を置く。 (1) 問題作成委員 (2) 学力検査委員 (3) 学力検査採点委員 (4) 調査書委員 (5) 健康診断委員 (6) 整理委員 (7) 教室代表委員 2 前項第1号から第6号までの専門委員は、本学教官のうちから、第7号の専門委員は、教室構成員のうちから委員会が委嘱するものとする。 〔省略〕	<u>東京学芸大学学部入試委員会規程</u> （設置） 第1条 <u>本学に、東京学芸大学学部入試委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （審議事項） 第2条 委員会は、<u>教育学部の入学者選抜試験に関し</u>、次の各号に定める事項を審議する。 (1) 入学者選抜試験（学力検査、調査書、健康診断その他による選抜をいう。以下同じ。）の実施計画に関すること。 (2) 合格者認定基準に関すること。 (3) 学力検査問題に関すること。 (4) 入学者選抜試験の実施に関すること。 (5) 学力検査の採点に関すること。 (6) 合格者認定資料の作成に関すること。 (7) その他入学者選抜試験に関すること。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に定める委員を<u>もつて</u>組織する。 (1) <u>副学長（教育等担当）</u> (2) <u>各学系の教授会構成員から選出された者 各3名</u> (3) <u>学長から推薦された者 若干名</u> 〔省略〕 （専門委員） 第7条 委員会は、第2条各号に定める事項を実施するために、次の各号に定める専門委員を置く。 (1) 問題作成委員 (2) 学力検査委員 (3) 学力検査採点委員 (4) 調査書委員 (5) 健康診断委員 (6) 整理委員 (7) 教室代表委員 2 前項第1号から第6号までの専門委員は、本学教員のうちから、第7号の専門委員は、教室構成員のうちから委員会が委嘱するものとする。 〔省略〕

(拡大入学試験管理委員会)

第9条 第2条各号の審議事項のうち、次の各号については、委員会に第7条第1項第7号の専門委員（以下「教室代表委員」という。）を加えた委員会（以下「拡大入学試験管理委員会という。）において審議する。

- (1) 入学者選抜実施要項の作成に関する事。
 - (2) 入学者選抜資料に関する事。
 - (3) 第1段階選抜合格の決定に関する事。
 - (4) 合格予定者の決定に関する事。
 - (5) その他第2条各号に定める事項に関し、委員会が拡大入学試験管理委員会において審議することが適当であると判断したもの。
- 2 拡大入学試験管理委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条に定める者をもつて充てる。
- 3 拡大入学試験管理委員会は、教室代表委員全員の出席がなければ、開くことができない。ただし、拡大入学試験管理委員会委員長が審議に支障をきたさないと判断したときは、この限りでない。
- 4 教室代表委員の出席が困難な場合は、当該教室代表委員の所属する教室の教室構成員である代理の者をもつて充てること、又は関連する他の教室の教室代表委員に委任することができる。

〔省略〕

(拡大学部入試委員会)

第9条 第2条各号の審議事項のうち、次の各号については、委員会に第7条第1項第7号の専門委員（以下「教室代表委員」という。）を加えた委員会（以下「拡大学部入試委員会という。）において審議する。

- (1) 入学者選抜実施要項の作成に関する事。
 - (2) 入学者選抜資料に関する事。
 - (3) 第1段階選抜合格の決定に関する事。
 - (4) 合格予定者の決定に関する事。
 - (5) その他第2条各号に定める事項に関し、委員会が拡大学部入試委員会において審議することが適当であると判断したもの。
- 2 拡大学部入試委員会に委員長及び副委員長を置き、第5条に定める者をもつて充てる。
- 3 拡大学部入試委員会は、教室代表委員全員の出席がなければ、開くことができない。ただし、拡大学部入試委員会委員長が審議に支障をきたさないと判断したときは、この限りでない。
- 4 教室代表委員の出席が困難な場合は、当該教室代表委員の所属する教室の教室構成員である代理の者をもつて充てること、又は関連する他の教室の教室代表委員に委任することができる。

〔省略〕

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する
- 2 改正前の東京学芸大学入学試験管理委員会規程第3条第2号の規定により選出された委員については、改正後の規程第3条第2号の規定により選出されたものとみなす。